

一般社団法人 日本介護支援専門員協会 選挙管理規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人 日本介護支援専門員協会（以下「当法人」という。）代議員選出規約第3条の規定に基づく代議員選挙、理事選出規約第3条の規定に基づく会長候補者理事選挙ならびに、全国選出理事選挙について必要な事項を定める。

(種 別)

第2条 当法人が行う選挙は、次のとおりとする。

- (1) 代議員選挙
- (2) 会長候補者理事選挙
- (3) 全国選出理事選挙

(委員会の設置)

第3条 前条に定める選挙を行うために、選挙管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。
ただし、委員会の詳細については、別に定める。

第2章 代議員選挙

(選挙の公示)

第4条 委員会は、代議員の選挙日の30日前までに、下記の必要事項を公示しなければならない。

- (1) 選挙日
- (2) 選挙の種類
- (3) 選挙人
- (4) 立候補者の資格
- (5) 立候補受付方法
- (6) 受付期間
- (7) 受付先
- (8) その他選挙の公示に必要な事項

(選挙人)

第5条 代議員選挙の選挙人は、選挙日の前年度の1月末日現在、その年度の会費を納入している当法人定款第7条第1号に定める正会員（以下「正会員」という。）とする。

(立候補者)

第6条 代議員の立候補者の資格は、代議員選出規約第2条に定める正会員とする。

- 2 立候補者は、立候補者が所属する都道府県支部（以下「支部」という）の正会員3名からの推薦を受け、支部に立候補の届出をすることにより立候補することができる。
- 3 立候補者は、理事、又は監事と重複して立候補することはできない。

(立候補の届出)

第7条 立候補者は、届出の際には、公示された受付期間内に、委員会が別に定める様式に従い、下記の所定の書類を添付して、委員会宛提出しなければならない。

- (1) 立候補届出書(様式・代1)
- (2) 立候補者推薦届出書(3名分)(様式・代2)
- (3) 履歴書(保存用)(様式・代3)
- (4) 略歴・立候補理由(広報用)(様式・代4)
- (5) 支部届出書(様式・代5)

2 立候補の届出は、郵送によるものとし、締切日当日までの消印があるものを有効とする。

(立候補の審査)

第8条 委員会は、立候補の届出が適正に行われなかった場合には、その受理を拒否することができる。

- 2 委員会は、前条の書類に基づき立候補者の審査を行う。
- 3 委員会は、候補者として適格と認めた者については、立候補者から届出のあった立候補届出書を基に、支部別の立候補者一覧を作成する。

(推薦者)

第9条 推薦者は、立候補者推薦届出書(様式2)に推薦理由を明記する。

- 2 推薦者が推薦できる者は所属支部から立候補する1名とする。
- 3 推薦者は、代議員に立候補することができない。
- 4 推薦者の資格は、第5条に定める正会員とする。

(立候補者届出受理証の発行)

第10条 委員会は、第6条の立候補者からの届出を受理したときは、届出受理証を発行し、遅滞なく立候補者に交付する。

(立候補者に関する通知)

第11条 委員会は、支部別立候補者一覧、立候補者略歴、立候補理由及び立候補者推薦届出書等を掲載した選挙案内を少なくとも1回当該支部の選挙人に通知しなければならない。

(選挙活動)

第12条 委員会は、立候補者等の選挙活動が公序良俗に照らして適切でないと判断した場合は、当該選挙活動に制限を加え又は停止することができる。

(立候補の辞退)

第13条 立候補者は、立候補を辞退するときは、所定の様式(様式・代6)により委員会に届け出なければならない。

(投票の実施)

第14条 選挙は、立候補者が定款第8条第1項及び代議員選出規約第2条に定められた定数(以下「定数」という。)を超えている場合には、投票を行う。

- 2 立候補者が定数以下である場合には、投票を行わない。

(投票の方法)

第15条 選挙の投票は、当法人のホームページを利用した所定の方法とする。

- 2 各選挙人は、各支部の定数と同数の投票権を有するものとし、立候補者のうち当選を

可とする者に投票を行う。各選挙人は、1人の立候補者に複数の投票を行うことはできないものとする。

(開票・集計)

第16条 開票に際し、立会人を1名置く。立会人は、選挙管理委員長（以下「委員長」という。）、または委員長が指名する選挙管理委員（以下「委員」という。）とする。

2 委員長は、開票及び集計を委員又は選挙管理補助者（以下「補助者」という。）に行わせることができる。

第3章 会長候補者理事及び全国選出理事選挙

(選挙の公示)

第17条 委員会は、選挙日の30日前までに、下記の必要事項を公示しなければならない。

- (1) 選挙日
- (2) 選挙の種類
- (3) 選挙人
- (4) 立候補者の資格
- (5) 立候補受付方法
- (6) 受付期間
- (7) 受付先
- (8) その他選挙の公示に必要な事項

(選挙人)

第18条 選挙人は、選挙日における当法人定款第8条に定める当法人の社員である代議員とする。

(立候補者)

第19条 立候補者の資格は、選挙公示日時点において正会員とする。

- 2 立候補者は、正会員3名からの推薦により立候補することができる。
- 3 立候補者は、代議員、ブロック選出理事または監事と重複して立候補することはできない。
- 4 代議員が立候補するときは、代議員を辞任した後に立候補しなければならない。
- 5 会長候補者理事と全国選出理事の双方に立候補することができる。

(立候補の届出)

第20条 立候補者は、届出の際には、公示された受付期間内に、委員会が別に定める様式に従い、下記の所定の書類を添付して、委員会宛提出しなければならない。

- (1) 会長候補者理事
 - ①立候補届出書（様式・会1）
 - ②立候補者推薦届出書（3名分）（様式・会2）
 - ③履歴書（保存用）（様式・会3）
 - ④略歴・立候補理由（広報用）（様式・会4）
- (2) 全国選出理事
 - ①立候補届出書（様式・理1）
 - ②立候補者推薦届出書（3名分）（様式・理2）
 - ③履歴書（保存用）（様式・理3）
 - ④略歴・立候補理由（広報用）（様式・理4）

- 2 立候補の届出は、郵送によるものとし、締切日当日までの消印があるものを有効とする。

(立候補の審査)

第 21 条 委員会は、立候補の届出が適正に行われない場合には、その受理を拒否することができる。

- 2 委員会は、前条の書類に基づき立候補者の審査を行う。
- 3 委員会は、候補者として適格と認めた者については、立候補者から届出のあった立候補届出書を基に、立候補者一覧を作成する。

(推薦者)

第 22 条 推薦者の資格は、選挙公示日次点において正会員とする。

- 2 推薦者は、立候補者推薦届出書（様式・会 2）もしくは（様式・理 2）に推薦理由を明記する。
- 3 推薦者が推薦できる立候補者は、会長候補者理事及び全国選出理事それぞれに 1 名とする。
- 4 推薦者は、全国選出理事、ブロック選出理事又は監事に立候補することができない。

(立候補者届出受理証の発行)

第 23 条 委員会は、第 19 条の立候補者からの届出を受理したときは、届出受理証を発行し遅滞なく立候補者に交付する。

(立候補者に関する通知)

第 24 条 委員会は、立候補者一覧、立候補者略歴、立候補理由及び立候補者推薦届出書等を掲載した選挙案内を少なくとも 1 回代議員に通知しなければならない。

(選挙活動)

第 25 条 委員会は、立候補者等の選挙活動が公序良俗に照らして適切でないと判断した場合は、当該選挙活動に制限を加え又は停止することができる。

- 2 選挙活動の期間については、公示日より当該選挙の前日までとする。

(立候補の辞退)

第 26 条 立候補者は、立候補を辞退するときは、所定の様式（様式・会 5）もしくは（様式・理 5）により投票実施前までに、委員会に届け出なければならない。

(選挙日)

第 27 条 選挙は、当法人の社員総会において実施する。

(投票の実施)

第 28 条 選挙は、立候補者が定数を超過している場合には、投票を行う。

- 2 立候補者が定数以下である場合は、出席した代議員の過半数をもって承認する。

(立候補者演説)

第 29 条 立候補者は全員、投票の前に、所信表明となる演説を行う。

- 2 演説は、委員長の指示する時間内で行うものとする。

(投票人)

第 30 条 投票は、社員総会に出席し、投票時に議場内にいる代議員によって行う。代議員選

出規約第8条に定める補欠の代議員は、投票権を有する者と認める。

(議場の閉鎖)

第31条 投票中は議場を閉鎖する。

(投票の方法)

第32条 選挙の投票は、立候補者を連記した投票用紙を用いて、当選を可とする候補者に丸印を付し、所定の投票箱に投票する方法で行う。但し、下記の投票は無効とする。

- (1) 丸印が定数を超過している投票用紙
- (2) 候補者の氏名に丸印以外のものを付した投票用紙
- (3) 所定の投票用紙を使用しないもの

(立会人)

第33条 開票に際し、立会人を2名置く。立会人は、委員長が出席する代議員の中から指名する。

(開票・集計)

第34条 委員長は、投票締切り後、直ちに立会人監視のもとで開票を宣言する。

- 2 委員長は、開票及び集計を委員又は補助者に行わせることができる。

第4章 雑 則

(委 任)

第35条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、委員会に諮りこれを処理する。

(改 正)

第36条 この規程の改正は、理事会の決議を経て社員総会に報告しなければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成22年12月3日から施行する。
- 2 この規程の一部改正は、平成23年3月4日から施行する。
- 3 この規程の一部改正は、平成24年5月25日から施行する。
- 4 この規程の一部改正は、平成26年12月12日から施行する。
- 5 この規程の一部改正は、平成27年3月13日から施行する。
- 6 この規程の一部改正は、平成29年3月10日から施行する。
- 7 この規程の一部改正は、平成30年5月18日から施行する。
- 8 この規程の一部改正は、平成31年6月24日から施行する。